

第68号議案

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例

加東市事務分掌条例（平成18年加東市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秘書室」を「秘書広報課」に改める。

第2条中「秘書室」を「秘書広報課」に、

「

(2) 広報及び広聴に関すること。

」

を

「

(2) 広報及び広聴に関すること。

(3) ケーブルテレビに関すること。

」

に、

「

(6) ケーブルテレビに関すること。

」

を

「

(6) デジタル化に関すること。

」

に、

「

- (4) 情報管理に関すること。
- (5) 市有財産の管理及び契約に関すること。
- (6) 公共施設適正化に関すること。
- (7) 税に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 交通安全及び防犯に関すること。

」

を

「

- (4) 市有財産の管理及び契約に関すること。
- (5) 公共施設適正化に関すること。
- (6) 税に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 交通安全及び防犯に関すること。

」

に、

「

- (9) 人権施策及び男女共同参画に関すること。

」

を

「

- (9) 人権施策及び男女共同参画に関すること。
- (10) 多文化共生に関すること。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第68号議案 要旨

加東市事務分掌条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新しい社会の流れを踏まえつつ、効率的かつ効果的に行政サービスを提供するため、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 秘書室の名称を変更すること。（第1条関係）
- (2) 各部等の事務分掌を変更すること。（第2条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。 <u>秘書室</u> (略) (事務分掌) 第2条 各部等の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>秘書室</u> (1) (略) <u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u> まちづくり政策部 (1)～(5) (略) <u>(6) ケーブルテレビに関すること。</u> (7)・(8) (略) 総務財政部 (1)～(3) (略) <u>(4) 情報管理に関すること。</u> <u>(5) 市有財産の管理及び契約に関すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。 <u>秘書広報課</u> (略) (事務分掌) 第2条 各部等の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>秘書広報課</u> (1) (略) <u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u> <u>(3) ケーブルテレビに関すること。</u> まちづくり政策部 (1)～(5) (略) <u>(6) デジタル化に関すること。</u> (7)・(8) (略) 総務財政部 (1)～(3) (略) <u>(4) 市有財産の管理及び契約に関すること。</u>

- (6) 公共施設適正化に関すること。
- (7) 税に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 交通安全及び防犯に関すること。

市民協働部

- (1)～(8) (略)
- (9) 人権施策及び男女共同参画に関すること。

(略)

- (5) 公共施設適正化に関すること。
- (6) 税に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 交通安全及び防犯に関すること。

市民協働部

- (1)～(8) (略)
- (9) 人権施策及び男女共同参画に関すること。
- (10) 多文化共生に関すること。

(略)

加東市組織図 新旧対照表



